

# 西欧中世初期における塩の生産と流通

— ロワールとロレーヌ —

丹 下 栄

## 1. はじめに：問題の所在と史料状況

1960年代後半に大きな転換を経験した西欧中世初期、とりわけカロリング期の社会・経済生活をめぐる研究は、現在新しい地平に踏み出そうとしているように思われる。すなわち、カロリング期フランク世界を主要な舞台として行われた交易活動の活発さと社会的・空間的な広がりがますます強調されると同時に、しかしそれを生産力の上昇による余剰物資の増大と直線的に結びつける考えは後退し、物資の不足、地理的偏差をもその促進要因として捉えつつ、流通活動の意義をさらに多面的に考察する方向が打ちだされた。かつてプリュム修道院の組織した運搬賦役を分析した論文のなかで修道院の利潤最大化指向を主張したJ.-P. ドヴロワが、近年は「修道院経済」という概念を前面に押し出してキリスト教世界の維持機構のひとつとして流通活動を考察する試みを続けているのは、こうした事情を象徴するものであろう<sup>(1)</sup>。

ところで、流通活動の意義を考えると見逃してはならないのは、生活必需物資と流通との関わりである。なかでも塩のように生産地が限定され、したがって、運搬、流通が不可欠の過程として付随している必要財の調達システムのありかたを検討することは、中世初期商業の歴史的意義の見直しに、さらには西欧中世初期社会それ自体の再評価にも若干の寄与をなすことができるであろう。本稿は、こうした認識のもとに、塩の生産と

流通をめぐる諸問題を考察することを通して、近年の主要な研究動向を筆者なりに整理しようとするささやかな試みである。

本題に入るのに先立って、本稿の課題設定に必要なかぎりでの史料状況を概観しておこう。塩についての言及を持つ中世初期の文献史料を一瞥したときまず印象づけられるのは、塩と市場交易との関わりの深さである。カロリングの諸王が各地の修道院や司教座教会に与えた流通税免除特権賦与・確認文書はしばしば当該文書の眼目が塩の特権的流通であることを示し、教会組織の塩の流通への関与を強く示唆している<sup>(2)</sup>。また記述史料に現れる、「ある場所で安く買ったものを他所でより高く売るように努めていた」職業的商人や、所領明細帳が記す、賦役の一環として塩の販売を行う保有農民の姿からは<sup>(3)</sup>、塩の交易と関わりを持つ者がきわめて広範な社会集団に及んでいたことが明らかとなっている。

さらに、これらの史料が記す製塩地や交易を主宰する教会組織の本拠地、あるいは交易担当者の活動範囲を見ると、塩が流通する空間的枠組みがいくつか浮かび上がってくる。例えば、カール大帝がレギオの教会にポー川流域、とくにコマッキオなどの塩田での流通税免除特権を賦与したとする偽文書と、ポー河流域に所領を展開させ、河川の合流点など交通の要衝に立地する所領で航行する船から塩や穀物を徴収していたことを伝えるサンタ・ジュリア・ディ・ブレシア修道院の所領明細帳の記述などを重ね合わせると、河口地帯にコマッキオ周辺の塩田地帯を擁するポー河流域がひとつの塩流通圏となっていたという想定が可能となってくる<sup>(4)</sup>。同様な塩流通圏は、現在のオーストリア中央部に所在する岩塩地帯とケンプテン修道院、ザルツブルク教会によって輪郭づけられるものなど、いくつかを指摘することができ、およそ中世初期の文献史料でその存在が確認できる製塩地は、ほとんどすべてが恒常的流通網によって形づけられる流通圏と結びついているといえよう。そのなかでもロワール河口地帯とロレーヌ地方で産出する塩が作る2つの塩流通圏は、いずれも西欧中世初期社会のひとつの中心であるロワール・ライン間地帯に含まれ、史料と研究史の蓄

積にも比較的恵まれている。そこで、まず検討の手がかりとしてこれら2つの塩流通圏の内部構造を検討し、次いでそこから明らかとなった問題点について考察するという順で論を進めることとする。

## 2. 塩流通圏の構造：ロワール

大西洋・北海沿岸の製塩活動は、中世初期の史料に現れるかぎりでも、ジロンド河口からフリースラントに至る広い範囲で行われていた。そのなかでも最も重要な位置を占めるのはロワール河口を中心とする地帯である。この地域では有史以前から、ケルト人が製塩を行っていたと思われるが、5世紀に地中海沿岸で行われていた製塩法が伝わり、良質の塩を低コストで生産することが可能になった<sup>(5)</sup>。

ロワール河口地帯の製塩地に直接関係する文言を持った最古の史料は、『ダゴベルト事蹟録』の第35章である。それによると635年頃、サン・ドニ修道院（パリ北郊）は、もともとはアキタニア公の手にあった、塩田を含むポワトゥーの王領地を寄進された<sup>(6)</sup>。それ以降、この地域の塩田の存在は主として各地の教会組織に伝来する寄進文書によって知ることができ。一例をあげると、ロワール河口付近の小島に本拠を置くノワールムティエ修道院は、839年にルイ敬虔帝からポワトゥー所在のヴィラ——塩田を含む——を譲与されている<sup>(7)</sup>。その他、カロリング期にロワール河口地帯に塩田を持っていたことが史料から明らかなのはブルターニュのルドン修道院、サン・メクサン修道院（ポワティエ西南部）、サン・メスマン修道院（ミシィ）<sup>(8)</sup>などで、この地域に塩田を持つ教会組織はサン・ドニ修道院を別格として、おおよそロワール流域に本拠を置いていたことが見てとれる。

これらの塩田での生産活動の実際について、しかし史料の語るところはきわめて少ない。わずかに手がかりとなるのがサン・メクサン修道院のカルチュレールである。ここに収録された塩田に関わるカロリング期の文書

は、主として私人の間で行われた塩田の寄進を記録したものであるが、その用語法から塩田の姿をいくらかなりとも明らかにすることができる。まず、ここでは塩田を表すのに *area* という語が多用されている。本来この語は何らかの地片を表す語で、特定の用途と結びついたものではなかったと思われるが、特に塩田を表す語として使われる例がロワール河口地帯の塩田に関わる文書に見受けられる。サン・メクサン修道院の場合、紀元千年以前では、13 通の文書が塩田の寄進・売却を記録している。いずれもロワール河口地帯に所在する塩田は *area* と呼ばれる地目・面積単位で描写され、小さいもので 11 *areae*、広いもので 108 *areae* と記されている。*area* の面積は地域によってさまざまであるが、およそ 25—40 $\text{m}^2$  とされ<sup>(9)</sup> したがって、寄進の対象となった塩田は最も少なく見積もれば約 300 $\text{m}^2$ 、最大で約 4500 $\text{m}^2$  の面積を持っていたことになる。またこれらの *area* には四至表示がなされ、ほとんどの場合その 1 辺は公道に面している。さらに文書は、塩田の付属物としてしばしば *maracio* の名をあげている。これは一般に潮汐を利用して海水を塩田に引き入れ、あるいは塩分を抽出した後の水を排出するための水路と考えられている。大西洋岸の干満差の大きい地域では、水路に設けた水門を開閉することによって容易に導水・排水が行われたとされる<sup>(10)</sup>。塩田に海水を導く水路はイタリアなど地中海沿岸にも存在したことがほぼ確実である<sup>(11)</sup> のにもかかわらず、文書にその存在が明記されているのは大西洋岸のものに限られている。

寄進文書は、当然のことながら、寄進者の財産のうちで寄進の対象となった物件のみを記録している。当の寄進者が自己の持つ塩田をすべて一括して譲与したとは限らない以上、寄進文書の数値のみを根拠として当時の塩田の規模を推しはかるのは危険きわまりないことである。しかしながら、寄進文書のかなりの部分が塩田とともに耕地や葡萄畑、さらには従属民などが同時に譲与されたことを伝えている事実を考えあわせると、製塩活動を行っていた者のすべてが製塩業に専門化していたわけではないと考えべきであろう。さらに注目すべきは、*maracio* が塩田そのものとは

別個の物件として扱われていたと思われる点である。すなわち、938年、あるいは945年にヌアイエ修道院の院長が自身で統括する修道院に対して行った寄進では、塩田が寄進物件に含まれていながら、maracioを寄進の対象からは外すことが明言されているのである<sup>(12)</sup>。これは特定の者が水門や水路といった設備を保有し、農業生産のかたわら製塩も行うような中小農民はその導水路から塩水の供給を受けていたことを示すのであろうか。もしそうだとすれば、製塩活動は、少なくともロワール河口地帯に関する限り、必ずしも大規模な設備投資が可能な財力を持った有力者層の独占物ではなく、中、小農民が土地経営の一環として製塩活動を行っていた事例も希ではなかったと考えることができよう。

しかしながら、ロワール河口地帯で産出された塩と関わりを持っていたのは、いま見たような塩田の保持者ばかりではない。この地域の製塩活動はごく早い時期から交易を前提として行われていた。7—8世紀に作成されたある文書の下部に偶然残された走り書きには、「ノワールムティエ修道院の塩田から合計400リブラの塩がとれる」とあるという<sup>(13)</sup>。そしてカロリングの諸王がロワール沿岸に立地する修道院に発給した流通税免除特権賦与・確認文書では、特権的流通を認められる物品として塩が明記された例がかなり目に付く。たとえばコルメリイ修道院はカール大帝以来歴代のフランク王からロワール、シュール、ヴィエンヌ、トゥニユ河での流通税免除特権を確認されているが、そのなかで831年にアキタニア王ペパン1世が発給した文書では、流通税が免除される物品として塩が明記されている<sup>(14)</sup>。塩の無税運搬を規定したこのような文書が伝来しているのは、ロワール沿岸ではサン・ブノワ・シュール・ロワール修道院、シャルー修道院、コルメリイ修道院、ヌーヴル教会があげられ、さらに、厳密には本拠地はロワール流域に立地してはいないものの、サン・ジェルマン修道院（オーセール）もその中に算えることができる<sup>(15)</sup>。

このように、ロワール水系が河口地帯で生産された塩の運搬路として大いに利用されたことは流通特権関連文書からも明らかであるが、記述史料

はロワール河口地帯で生産された塩の流通について、さらにいくつかの情報を伝えている。ひとつは塩の交易拠点としてのオルレアン<sup>(16)</sup>の姿である。『聖ベネディクトゥス奇蹟伝』の一節は、塩を積んでナントから修道院に向かう途中、オルレアンで流通税を不当に請求されて勾留されたサン・ブノワ・シュル・ロワール修道院の船が聖人の奇蹟によって難を免れた顛末を語っている<sup>(16)</sup>。またフェリエール修道院長 Loup de Ferrières はオルレアン司教 Jonas へ宛てた書簡のなかで修道士が必要とする衣服の不足を嘆き、葡萄酒、小麦、塩を売って衣類などを調達したことを記しているが、彼が売却するに足るだけの塩を保有し、またそれを必要な物資と交換できたのは、オルレアンの存在と切り放せなかったと思われる<sup>(17)</sup>。さらに『聖ゲルマヌス伝』(8世紀)に描かれたオルレアンで塩を買ってパリに赴いた貧しい商人は<sup>(18)</sup>、塩の一大集散地としてのオルレアンの姿を示すと同時に、ロワール河口で産する塩の流通圏が流域という自然地理的枠組みを超えて広がっていたことを示唆している。

ロワール塩流通圏のひろがりにはパリ地方、さらにはブルゴーニュ地方にも達していたと思われる。すなわち、863年にシャルル禿頭王はマコンの教会に対してアンジューの製塩地とマコンの市域内での流通税のそれぞれ3分の1を寄進・確認した<sup>(19)</sup>。流通税として徴収した生産物を特定の教会組織に給付する例は、カロリング期については確証はない。しかし塩の給付が特権の一環として確認された例は皆無ではない<sup>(20)</sup>。ここに記録された塩税が実際に現物で徴収され、マコンまで運ばれた可能性を否定することはできないであろう。

一方で、ロワール河口地帯で生産された塩は対岸のブリテン島へも運ばれていたようである。大陸とブリタニアとの経済的関係の密接さはさまざまな史料によって明らかであるが、そのなかで『聖フィリベルト奇蹟伝』は、ブルトン人商人が Furca の港に小麦を持って現れ、塩を入手したことを伝えている<sup>(21)</sup>。

いまひとつ見逃せないのは、ロワール河口地帯の塩の流通圏がある時

期、ロレーヌ、さらにはアルデンヌ地方にまで広がっていたとする M. ルーシュの主張である。すなわちアルデンヌに本拠を置くスタヴロ・マルメディ修道院は、652年または653年にシギベルト3世からロワール河口付近の流通税徴収所、さらにロワール河での流通税を与えられた。この特権は、直接の言及はないものの、ロワール河口地帯の塩を修道院に給付するためのものであったと考えられている<sup>(22)</sup>。そしてルーシュは、6世紀末に書かれた『マルティヌス伝』<sup>(23)</sup>に注目する。ここにはメッスで塩の取引を行った商人が、かつて彼が訪れたトゥールの聖マルティヌスの加護によって、船中で寝ている間にトリアーに到着したという情景が見いだされるが、メッスで取引された塩の出自について、彼はロワール河口地帯の産であったと主張して、それをロレーヌ地方で産出したものと考えているフルヒュルスト<sup>(24)</sup>を批判した。すなわちこの作品が書かれたとき、ロレーヌでの製塩はまだ活発には行われていなかった。したがってメッスで取引された塩がロレーヌで生産されたとは考えられず、その商人がトゥールやポワトゥーと関わりを持っている以上、問題の塩もロワール河口地帯の産以外には考えられない、というのである<sup>(25)</sup>。ここに現れる塩の産地を確定することは、おそらく不可能であろうが、ロワールの塩の流通圏と、同じく塩の産地として知られるロレーヌ地方の1中心地たるメッスとの間で商人の行き来があったことは、記憶にとどめておくべきであろう。

### 3. 塩流通圏の構造：ロレーヌ

ロレーヌ地方で最も早くから製塩が行われていたのは、メッスでモーゼル河に合流するセユ川の沿岸地域である。ここでは青銅器以来地下鹹水を原料とした製塩が行われていた。メロヴィング期には、この地は司教座の置かれたメッス、ヴェルダン、トゥールと並ぶロレーヌ地方の拠点の地位にあった。製塩地としてカロリング期の史料にしばしば現れる定住地、

Vic-sur-Seille, Marsal, Moyenvic, Dieuze においてはメロヴィング期にすでに造幣が行われていたことが知られている<sup>(26)</sup>。

7世紀、鹹水を金属製の釜で煮沸する新しい製塩法がこの地に導入されたところから<sup>(27)</sup>この地の製塩所が文献史料に現れるようになってくる。その最初は伯 Theotchar がワイセンベルク修道院に Marsal の製塩所を寄進したとの記録で、その後、ゴルツェ、サン・ミエル、サン・テーヴル(トゥール)、プリュム、サン・ドニなどの修道院がロレーヌに製塩地を持っていたことを記録する史料を伝来させている<sup>(28)</sup>。

この地の製塩所の実態を探るべく、まず文書での用語法を一瞥しよう。ロレーヌ地方を含め、内陸部に所在する製塩地を文書が記述する場合、用語法は海岸地帯の塩田を記録する場合とはかなり異なっている。まず特徴的なのは、patella、あるいは ineam と呼ばれる製塩釜の存在である。前者の例のひとつは、777年に作成されたサン・ドニ修道院長フルラドの遺言状にみられる<sup>(29)</sup>。ここでフルラドはサン・ドニ修道院に遺贈する物件としてアルサス・ロレーヌ地方に所在する多くのヴィラを列挙したのに続けて教会の宝物や典礼書を記し、さらに Vic-sur-Seille と Marsal の製塩釜をあげている。patella の語を用いた文書は Vic-sur-Seille, Moyenvic, Marsal などが集中するセーユ川流域の製塩地に集中して現れるほか、フルダ修道院に寄進された Wastera, ヘルスフェルト修道院が入手した Salzungen の場合など、内陸部の製塩地を記録する文書に頻出している<sup>(30)</sup>。また ineam は、史料に現れる頻度は必ずしも多くないが、一例を挙げると、754年にメッス司教がゴルツェ修道院に譲与した物件のなかに Moyenvic の製塩地があり<sup>(31)</sup>、文書は製塩釜 hiniem が設置された sessus と呼ばれる敷地を含む物件が寄進されたと記している。

以上にあげた例からも明らかのように、寄進の対象となる物件が製塩に関わることを示そうとするとき、文書はほとんどの場合製塩釜に言及している。シャルル禿頭王がサン・テーヴル修道院の修道士団用財産を確認した文書<sup>(32)</sup>のように mansus という語を用い、製塩釜に直接言及しないも



のは例外的存在にすぎない。いずれにせよ、耕地や葡萄畑などと製塩地とが一体となった経営単位は内陸部では見ることができない。中小経営による製塩活動が存続する余地が残されていたかどうかは後段で検討するが、製塩釜という設備なくしてロレーヌ地方では製塩活動は行えないことは確実であろう。

ところで、製塩釜を用いた製塩活動の姿を具体的に描いた史料として、プリュム修道院の所領明細帳の41章、Vic-sur-Seilleの章がある<sup>(33)</sup>。この章は記載内容、様式の両面に亘って、明細帳の他の部分とはかなり異なった姿を示し、その成立過程については多くの論争が重ねられてきた。しかし現在のところ、この章の記述は修道院の所領管理人が現地で原型を作成し、それが修道院にもたらされた時点で修道院が所領管理人あての書き込みを行ったのちに現地に戻され、所領明細帳の一部として取り込まれた、とするCh.-Ed.ペランの主張が大勢としては支持されている<sup>(34)</sup>。それゆえ、この章をカロリング期ロレーヌ地方での製塩活動を描写する根拠として用いることは十分に可能であると考えてよいであろう。

所領明細帳の記述によると、ここには2軒の小屋があり、そこに製塩用の竈が3つ設置されている。それぞれの竈からは毎月24包みの塩が産出され、そのうち4包みは人足operatorが、2包みは所領役人maior——ただし所領管理人magisterが認めた場合——が受けとるので、修道院の取り分は毎月16包みとなる。さらに史料は塩の価格を常に監視する——それは1包みが2ドゥニエから16ドゥニエ、時として1ウンキア(20ドゥニエ)にまで高騰する——ように指令し、塩井からの鹹水の供給に対して5スーを要求することを求めている。

この文言を信じるとすれば、この所領で製塩業務に従事するものは地位の高低を問わず、塩の現物給付を受けていることになる。また塩の価格調査を命じた文言は、所領経営に携わる管理職の任務に塩の価格の監視が含まれていたことを示唆する。ちなみに、W.メッツはライヘンハルにある製塩地を管理する王領地役人の存在を指摘し、その権限は『御料地令』の

第 62 章と略同一であったと主張した<sup>(35)</sup>。『御料地令』の該当箇所の眼目は所領管理役人に所領の収入を確定することを指令するところにあり、それが製塩地の管理者にも適用されるのであれば、管理者は常に価格動向に目を配ることを求められていたことになる。プリュム修道院が商品として市場で販売することを前提として製塩活動を行っていたことには、ほとんど疑問の余地はないが、その意義については後段であらためて触れることにする。

ロレーヌ地方に限らず、内陸部で生産された塩に関わる流通特権は、製塩地との往還の流通税を免除するものが大半を占める。塩との関わりが明らかな流通特権関連文書はサン・ミエル、コブレンツ、ミュルバック各修道院に伝来しているほか、プリュム、サン・ドニの両修道院は領域や物品の限定を受けない流通税免除特権を取得している<sup>(36)</sup>。

これらの教会組織がかたちづくる流通圏の内部構造については、プリュム修道院の所領明細帳が若干の情報を与えてくれる。すなわち所領明細帳の 42, 43 章に記録された *Faxe* の領民は修道院の持つ製塩地、*Vic-sur-Seille* からメッスまで各自荷車 1 台分の塩を運ぶ運搬賦役を負担し、さらにプリュム近隣の所領の領民には塩と葡萄酒を販売する賦役が課されている。これを見ると、*Vic-sur-Seille* で生産された塩はそこからメッス、メッスからプリュムという 2 つの運搬賦役を経て修道院本拠地に集められ、さらにプリュム周辺の領民による塩の販売へ結びつけられているように思われる<sup>(37)</sup>。問題はなぜプリュム修道院の領民による塩の運搬がメッスでいったん区切られているかであるが、それは塩の一部がメッスで市場取引に投じられたからと考えるのが自然であろう。すでに触れたトゥールのグレゴリウスの『マルティヌス伝』（6 世紀末）の一節は、塩の産地をひとまず措くとして、メッスがメロヴィング期にすでに塩の集散地となっていたことを示している<sup>(38)</sup>。セーユ川とモーゼル河の合流点に立地する司教座都市メッスがロレーヌ地方の塩交易の結節点であったことは、したがってほぼ確実に想定できると思われる。

#### 4. 塩の生産と流通をめぐる若干の問題

ここまで検討してきた2つの塩流通圏は、塩の出自が海水か地下鹹水かの違いはあるものの、その内部構造にはかなりの共通点を認めることができる。まず、いずれの流通圏においても、製塩地では複数の経営の交錯状態が現出していたように思われる。そして、塩の交易に携わるものとして、教会組織と職業的商人の双方をどちらの流通圏においても見出すことができた。この2点はそれぞれ密接に関連しながら中世初期と塩との関りの特質をかたちづくっているように思われる。以下それについて若干の検討を加えることにしよう。

まず検討すべきは製塩地での複数経営の交錯の意味するところである。史料を見るかぎり、製塩活動の主体の属する社会層は多岐にわたり、経営規模、塩との関わりかたも多種多様である。特に注目すべきは、中小規模の製塩活動が持続していたと思われることである。ここからは、何らかの調整機能が、さまざまな規模の製塩活動の持続を可能にするように作用していたという仮説が導きだされるように思われる。仮説の根拠となるのはロワール流通圏の場合は *maracio* の存在である。それが塩田そのものとは別個のものとして扱われていたという想定が誤りではないとすれば、製塩活動を行う者のなかには水路を共同利用し、あるいはさらに進んで他者の設置した水路から海水の供給を受けながら活動を続けていた者が含まれていたと考えることが可能となろう。

一方ロレーヌ地方においては、小規模製塩経営の存在を明示する史料は見あたらない。しかしそれは製塩活動がすべて大規模経営によって独占されていたことを意味するものではない。さきに検討したプリュム修道院所領明細帳の *Vic-sur-Seille* の章を見ると、*operator* と呼ばれるおそらくは下層の製塩担当者が生産物の一部を受領しているのが判る。もし彼らが受け取った塩を必要財と交換していたとすれば、塩の供給者という意味において、彼らは小規模製塩業者たる一面を持っていたことになる。さら

に、塩井からの鹹水汲みだしに対して5スーの徴収を命じる規定は、ブリュム修道院の持つ塩井から他者の製塩所に対して鹹水が供給されていることを示唆しているように思われる。汲みだし量にかかわらず定額の、しかもかなり高額な貨幣を徴収するとしたこの規定は、もしその通りに実行されたならば中小規模の製塩所にとっては過酷な条件を強いることになったであろうが、見方を変えれば他者がより大規模な製塩活動を行うことを奨励しているという解釈も不可能ではなく、他者への鹹水供給に際して代価を徴収することを厳しく指令した背景には、実際には鹹水の供給がきわめて安易に行われていたという事情があったとすることもできよう。すなわちいずれの流通圏においても、製塩活動を行っている者同士での何らかの調整が塩の原材料である海水や地下鹹水の調達に関して行われていたこと、そしてそれは中小規模の経営の存続を可能とする方向で機能していたことを、可能性として指摘することは許されるであろう。おそらくそれは、塩の社会各層への浸透を容易にするために、地域内需要、地域外需要のそれぞれに対応した生産組織がかたちづくられていたという文脈で理解することが可能であろうが、現状ではそれは仮説の域に止まらざるをえない。

もう一つの問題は、塩の流通に教会組織と職業的商人が関わっていることの意味である。この問題を考えるうえでひとつの核心は教会組織の流通特権の享受者としての側面であるが、なかでも塩に関わる流通税の給付を受けている事例が目立たなくてはならない。この項の対象とする地理的枠組みのなかではマコン教会がアンジュー地方の塩田から流通税の一部を受領している例、またサン・トーバン修道院（アンジュー）がロワール河口地帯のヴィラから塩 100 ミュイの給付を受けていた例をあげることができる<sup>(39)</sup>。

流通税収入そのものの給付は従来必ずしも歴史家の関心を集めていたとはいえない。しかしそれは、塩のような必要財の流通に関しては二重の意味で重要である。第1に、自己の製塩地を持たず、また特権的運搬システ

ムを組織することもできない教会組織にとって、流通税として徴収された塩の受領はきわめて有利な調達方法となっていたであろう。それは必要財を流通圏のすみずみにまで行きわたらせるのに一定の貢献をなしたと思われる。

第2に、流通税収入の給付による塩の調達が可能となるためには流通税の徴収が実際に行われていなくてはならない。それは流通税を各地で支払いつつ塩を運んでいく非特権的流通が存続していたことを意味するであろう。記述史料に時折現れる職業的商人はこうした非特権的流通の担い手としての一面を持ち、期せずして塩の調達システムのある部分を支えることになったのである。しかしそれは楯の一面でしかない。職業的商人の存在は特権的流通の組織者にとっても無縁ではなかった。ブリュム修道院のように配下の領民に運搬賦役を課すことによって流通組織を作り上げた領主はむしろ少数で、多くの場合領主は職業的商人にいわば名義貸しを行い、商人の側では教会から委託された業務と自己の業務とを一体のものとして、可能な限り流通特権を享受しながら遂行していたものと思われる<sup>(40)</sup>。教会組織と特権的流通との関わりは、塩の社会各層への送達という局面に関しては、職業的商人の存在を大前提としていたことになる。すなわち塩の流通に関する限り、教会組織の行う特権的流通と職業的商人の行う非特権的流通とは実際には渾然一体となっていたといわねばならない。中世初期の史料に塩の流通の携わるものとして教会組織と職業的商人が並んで現れ、また交易の結接点としてオルレアンやメッスのような交通の要衝に位置する司教座都市が浮びあがってくるのは偶然ではない。

最後に残された課題は、2つの塩流通圏の相互関係を問うことである。この問題はルーシュ、およびP. ヨハネクによって、それぞれ独自の方向から論じられた。まずルーシュは、8世紀以前のアキタニアとオーストラシアとの関係の密接さを強調し、塩をはじめとするロワール以南の産品はフランク王国の北部にまで届いていたことを主張したうえで、ロレーヌで

の塩の生産の拡大とともにロワール流通圏がそれに浸食されるかたちで狭まっていったという構想を提示した。塩流通圏の消長を8世紀西欧世界の危機とその克服と関連づけて描こうとする彼の雄大な構想は、しかしこの稿の問題意識の射程をはるかに超える。ここでは塩の流通圏が気候変動などによる生産量の変化によってもある程度動きうることを指摘したヨハネクの論を敷衍して相互関係の一端を探ることで満足しなくてはならない。

ヨハネクが着目したのは、9世紀前半にサンス司教がトゥール Toul 司教にあてて認めた書簡である。ここでサンス司教は、海岸地方での降雨のために塩の価格が高騰し、しかも例年通りの量の確保が不可能なことを嘆き、塩の入手のために貨幣を持った使者をトゥール司教のもとに派遣したことを告げている<sup>(41)</sup>。ヨハネクはこの書簡からつぎのような想定を導き出した。サンスは塩の2つの流通圏の境界に位置していた。通常時には河川交通によって運ばれる大西洋で産出した塩が用いられていたが、非常時にはロレーヌ地方の塩を塩を調達した、というのである<sup>(42)</sup>。彼の議論の主眼はむしろ必要財の調達に対する修道院や司教など教会組織の寄与を指摘するところにあり、流通圏の相互関係という問題意識はかならずしも前面に押し出されているわけではない。しかし必要財の価格変動が交易路の変化をもたらすこと、そして交易路の変化に教会組織が関与していることを指摘するヨハネクの所論を司教座や修道院の配置、所領編成などの分析から西欧中世社会の構造に迫ろうとする近年の動向<sup>(43)</sup>と照らし合わせれば、そこに流通圏のあり方を地域形成と関連させつつ動態的に把握しようとする指向を読みとることは決して牽強附会とはいえないであろう。

この考えにたてば、プリュム修道院の所領明細帳に見られる価格監視規定にも、別の角度からの接近が可能となると思われる。ここに記された、1包み2ドゥニエから20ドゥニエに至る価格変動の大きさはなにに起因しているのであろうか。塩井から汲みあげた鹹水を煮沸する製塩法のもとでは生産量が気候等の要因によって大幅に変化するとは考えにくい。塩をめぐって大規模な投機行為がなされていたと考えることも不可能ではない

が、むしろ妥当なのは、ここに記された塩の価格変動がロワール河口地帯での生産量の多寡と連動していたと解することであろう。サンスの例に見られるように、通常はもっぱらロワール河口産の塩を消費していた地域が非常時には生産量の変動の少ないロレーヌ地方の塩を急遽求めることが希ではないとすれば、ロワール・ライン間地域には平常時と緊急時に対応した2つの塩の調達システムが備わっていたことになる。そしてここには、生産と流通を媒介として形成された地域的なまとまりがより高次のまとまりをかたちづくる過程をモデル化するうえでの重要な示唆がこめられているように思われる。

## 5. おわりに

最後に、ここまでの検討から得られた暫定的結論と若干の見通しを述べてしめくくりとしよう。

まず、塩をめぐるシステムの多様性、重層性が指摘できよう。大規模製塩活動と並んで、小規模製塩が持続し、さらに従業者への現物給与が行われ、塩の生産に関わりを持つ多様な社会層に塩そのものを入手する途が開かれていた。また塩の流通には教会組織がきわめて深く関与していた。カピトゥラリアにおける塩への言及の少なさと対照的な穀物やパンに関する王権の関心の高さを考えあわせると、あたかもフランク王権は塩の分配の一切を教会組織に委ねたとの印象すら受けるものである。

しかし同時に、塩の流通機構は市場交易を不可欠の構成要素として含んでいたことを忘れてはならない。これを要するに、中世初期において、大経営と中小経営、特権的流通と市場交易といった、一見相反する原理に立つ要素を結びつけることによって、社会のすみずみにまで塩という必要財を送りこむシステムが作りあげられていたといえるであろう。このシステムの核心のひとつは市場であると思われるが、西欧中世初期社会における市場の意義を問い直すことはまだ緒についたばかりである。市場への多面

的接近を今後の課題として確認して結論に代えることとする。

- (1) J.-P. Devroey, “Les services de transport à l’abbaye de Prüm au IX<sup>ème</sup> siècle”, *Revue du Nord*, t. 61, 1979, pp. 543-69; id., “《Ad utilitatem monasterii》 Mobiles et préoccupations de gestion dans L’économie monastique du monde franque”; *Revue bénédictine*, t. 103, 1993, pp. 224-40.
- (2) 藤田裕邦「中世初期東フランクの流通関係国王文書」『経済学研究』(九州大学経済学会) 59 卷 3-4 合併号, 1993 年, 235-55 頁, 丹下栄「流通特権文書にみるカロリング期交易の諸相。ひとつの素描」『下関市立大学論集』37 卷 3 号, 1994 年, 313-41 頁参照。
- (3) 註(18) 参照。
- (4) *MGH, Diplomata Karolinorum*, t. 1 (以下DK I), No. 234, P. 323; A. Castagnetti/ M. Luzzati/ G. Pasquali/ A. Vasina (ed.), *Inventali altomedievali di terre, coloni e redditi*, Roma, 1979; 城戸照子「中世初期イタリア北部の農村構造——サンタ・ジュリア・ディ・プレシア修道院所領明細帳の分析から——」『経済学研究』(九州大学経済学会) 59 卷, 3・4 合併号, 1993 年, 229 頁, J.-F. Bergier, *Une histoire du sel*, Paris, 1982, p. 50 参照。
- (5) M. Rouche, *L’Aquitaine des Wisigoths aux Arabes 418 - 731. Naissance d’une région*, Paris, 1979, p. 205.
- (6) “Gesta Dagoberti I. regis francorum”, *MGH, Scriptores Rerum Merovingicarum*, t. 2.; pp. 413-14; . . . praecellentissimus rex Dagobertus ecclesiae Christi martyrum Dyonisii sociorumque eius easdem villas . . . aliasque quam plures cum salinis supra mare, quarum nomina hic recensere longum duximus, devotissime tradidit . . .
- (7) M. Bouquet (ed.), *Recueil des historiens des Gaules et de la France*, t. 6 (以下 HF6), No. 239, P. 628; Memoratam itaque villam, cum Ecclesia Sancti Vitalis, domibus, caeterisque aedificiis, terris cultis et incultis, vineis, pratis, pascuis, silvis, salinis, molendinis, exitibus et regressibus, quantumque ad praedictam villam pertinet . . .



- (8) ルドン: M.-A. de Courson (ed.), *Cartulaire de L'abbaye de Redon en Bretagne*, Paris, 1863, Nos. 22, 60, 73, 84, 95, 98; サン・メクサン: A. Richard (ed.), *Chartes et documents pour servir à l'histoire de l'abbaye de Saint-Maixent*, 2vols, Poitiers, 1886, Nos. 6, 14, 15, 16, 29, 30, 31, 38, 39, 45, 46, 51, 52; 熊岡直子「11世紀ポワトゥー社会についての一考察——聖メクサン修道院文書を中心に——」『西洋史論叢』(早稲田大学西洋史研究会) 12号, 1990年, 32—48頁; サン・メスマン: HF6(註7), No. 146, p. 556 (偽文書).
- (9) A. Debord, *La société laïque dans les pays de la Charente X<sup>e</sup>-XII<sup>e</sup> s.*, Paris, 1984, p. 355, n. 144.
- (10) J.-F. Niermeyer, *Mediae latinitatis lexicon minus*, Leiden, 1976, p. 651; J.-C. Hocquet, *Le sel et le pouvoir. De l'an mil à la révolution française*, Paris, 1985, pp. 16-17.
- (11) R. Doehaerd, *Le haut moyen âge occidental. Économies et sociétés*, 3e édition, Paris, 1990, p. 72 参照。
- (12) P. de Monsabert (ed.), *Chartes de l'abbaye de Nouaillé de 678 à 1200*, Poitiers, 1936, No. 51, p. 90; . . . una salina in rem sancti . . . et sunt plus minus de terra ad areas componendas .CC. expecto maraciones.
- (13) Rouche, *L'Aquitaine* (註5), p. 205.
- (14) L. Levillain (ed.), *Recueil des actes de Pépin I et de Pépin II, rois d'Aquitaine (814-848)*, Paris, 1926, No. 17, p. 61; Et ita annuimus ne ullum theloneum vel de sale vel de ullis quibuslibet, rebus in ullo omnino loco totius regni nostri ipsi aut homines eorum solvere aut dare debeat.
- (15) 丹下「カロリング期交易の諸相」(註2) 参照。
- (16) F.-L. Ganshof, “À propos du tonlieu à l' époque carolingienne”, *La citta nell' alto Medioevo (Settimane di studio, VI)*, Spoleto 1959, pp. 486-87.
- (17) Loup de Ferrières, *Correspondance* (éditée et traduite par L. Levillain), Paris, 1964, No.24, t. 1, p. 116.; Fuit autem nobis ibi non contemnenda vini et annonae copia, salis quoque aliquantulum: quae vendita et vestimentorum nobis praebitura erant sociata et in expeditionibus, quae hoc reipublicae turbulento tempore exiguntur,

quantulamcumque facultatem argenti.

- (18) *MGH, Scriptorum* (以下SS), t. 15, p. 9; Tunc quidam pauperculus . . . quicquid in una ville emebat. carius vendere satagebat in altera . . . ut item mercator de urbe Aurilianense tam cum suo asello quam ipso adolescente sale onustis Parisius adveniret.
- (19) G. Tessier, *Recueil des chartes de Charles II le Chauve, roi de France*, 3vols, Paris, 1943-55 (以下CLC), No. 250, t. 2, p. 72; . . . ab eodem genitore nostro tertia pars telonei ejusdem civitatis atque totius pagi et tertia pars de salinis que sunt in Jugis, . . . concessa . . .
- (20) CLC, No. 116, t. 1, p. 310; et hoc pro annis singulis constituit ut dentur pretaxtatis fratribus ex villa Justiniaca de sale modios centum.
- (21) Poupardin, *Monuments de l'histoire des abbayes de Saint-Philibert (Noirmoutier, Grandlieu, Tournus)*, Paris, 1905, c. LXXXI, p. 54; Eodem vero tempore, contigit a patribus Britanniae naves ad jamdictum portum qui Furcae vocitatur, negotiandi gratia devenisse . . . Dantur vero eis ab insulas que necessaria erant ad comedendum vel bibendum, veluti alienigenis; non enim ex suo comedere poterant commercio: annonam quippe adtulerant, sed sal tantum deferebant.
- (22) J. Halkin/C.-G. Roland, *Recueil des chartes de l'abbaye de Stavelot-Malmédy*, t. 1, Bruxelles, 1909, No.4, pp. 12-13; Teloneum igitur quod ad portum Vetraria super fluvio Taunuco Ittaque et porto illo qui dicitur Sellis immoque et vogatio super fluvio Ligeris . . . pro stabilitate regni nostri ad monasteria superius scripta vel monachis ibidem consistentibus nostri muneris largitate concedimus; Rouche, *L'Aquitaine*, (註5) p. 315 参照。
- (23) SS (註18), t. 4, p. 656; Venerabilis vero Agens Pectavarum sanctimonialium abatissa relatum sibi ab ipso cui contigit Treverico negotiatore, rem miraculi provenisse, sic retulit: . . . Dum Mettis salem negotiasset et ad pontem Mettis adplicisset . . .
- (24) A. Verhulst, "Der Handel im Merowingerreich: Gesamtdarstellung nach schriftlichen Quellen", *Early Medieval studies*, t. 2, 1970, p. 10.
- (25) Rouche, *L'Aquitaine* (註5), P. 315.
- (26) N. Gautier, *L'évangélisation des pays de la Moselle. La province romaine de Première Belgique entre Antiquité et Moyen Âge*

- (III<sup>e</sup>-VIII<sup>e</sup> siècles), Paris, 1980, p. 236.
- (27) A. Stoclet, *Autour de Fulrad de Saint-Denis (v. 710-784)*, Genève, 1993, p. 82.
- (28) Ch. Hiegel, "Le sel en Lorraine du VIII<sup>e</sup> aux III<sup>e</sup> siècle", *Annale de l'Est*, 1980, p. 4; ゴルツェ:註 (31), サン・ミエル: J. M. Paradessus (ed.) *Diplomata Chartae, Epistolae, Leges aliaque instrumenta ad res Gallo-Francicas spectantia*, t. 2, Paris, 1849, No.475, p. 282, サン・テール: 註 (32), プリュム: 註 (33), サン・ドニ: 註 (29) 参照。
- (29) H. Atsma/J. Vezin (ed.) *Chartae latinae Antiquiores*, t. 16, Diektion/Zürich, 1986, No. 622, p. 17; patellas ad sale faciendum in uico Bodecio vel seu Marsallo cum sessis earum.
- (30) DKI (註4), No. 290, p. 433 (偽文書); *ibid*, No. 90, p. 130.
- (31) A. D' Herbomez (ed.), *Cartulaire de l'abbaye de Gorze*, Paris, 1898, No. 2, p. 6; donamus etiam ibidem, in Subteriore Vico, aria cum sessu suo, ubi hinium ipsi fratres possint habere;.
- (32) CLC (註19), No. 330, t. 2. p. 233; . . . duos quoque mansos in Medianovico ubi salinae eorum usibus fiant, quos eis Cristofora dedit.
- (33) I. Schwab (ed.), *Das Prümer Urbar (Rheinische Urbar, 5. Band)*, Düsseldorf, 1983, pp.197-98.
- (34) Ch.-Ed. Perrin, *Recherches sur la seigneurie rurale en Lorraine d'après les anciens censiers (IX<sup>e</sup>-XII<sup>e</sup> siècle)*, Paris, 1935, p. 87; 森本芳樹「プリュム修道院所領明細帳に追加部分はないか。シュワーブによる新版によせて」『経済学研究』(九州大学経済学会) 51 卷 1・2 合併号, 1985 年, 61—63 頁参照。
- (35) W. Metz, *Das karolingische Reichsgut*, Berlin, 1960, p. 130.
- (36) 丹下「カロリング期交易の諸相」(註2) 参照。
- (37) 森本「9世紀西欧農村の都市形成力に関する考察」同編著『西欧中世における都市=農村関係の研究』九州大学出版会, 1988 年, 122 頁参照。
- (38) 註 (23) (24) 参照。
- (39) 註 (19) (20) 参照。
- (40) 佐藤彰一「中世初期のトゥールとロワール交易——一つの素描——」比較都市史研究会編『都市と共同体』(上) 名著出版, 1991 年, 35 頁参照。
- (41) *MGH, Epistolae*, t. 5, No. 8, p. 281; Nunc autem praemisi hunc puerum nostrum ante carra nostra, et cetera stipendia, ut de eis iubere

digneris, sicuti tuae dilectioni mihi mandare placuit, eo scilicet modo, ut cuncta salva perducantur ad locum, quo ire iubemur. Praeterea contigit in nostra Provincia praesenti anno sal fore carissimum, eo quod propter pluvias in areis maritimis, ubi fieri solebat, non potuisset perfeci usque ad hoc tempus, quo nobis videtur, ut ibi aliquid inde, licet non pleniter, fieri possit. Quapropter misi libram, ut consideretis qualiter carra nostra sale inde mihi reverantur honusta, quia absque sapore salis christiani vita, ut nostris, infatua est.

- (42) P. Johanek, "Der fränkische Handel der Karolingerzeit im Spiegel der Schriftquellen", K. Düwel/H. Jankuhn/H. Siems/D. Timpe (ed.), *Untersuchungen zu Handel und Verkehr der vor-und frühgeschichtlichen Zeit in Mittel-und Nordeuropa*, t.4, Göttingen, 1987, pp. 29-30.
- (43) 森本「西欧中世初期荘園制の諸側面——最近5年間における農村史の研究状況——」(1-4)『経済学研究』58巻2号, 1992年, 51-66頁; 58巻4・5合併号, 1993年, 223-41頁; 59巻5・6合併号, 1994年, 231-43頁; 60巻1・2合併号, 1994年, 1-15頁参照。

付記：本稿は1994年度文部省科学研究費補助金（一般研究C，課題番号06610364）による成果の一部で，熊本歴史科学研究会例会（1995年4月22日）で行った報告をもとにしたものである。